

○内閣府令第四十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針) 第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項 「三・四 略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針) 第十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項 「三・四 同上」</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。